



Miyake newsletter

金融庁による「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理／有効性検証に関する事例集」の公表

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は『金融庁による「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理／有効性検証に関する事例集」の公表』をご案内させていただきます。

令和7年4月14日

弁護士法人三宅法律事務所

* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之（執筆）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

金融庁による「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」の公表

1. 金融庁による「有効性検証」に関する考え方・事例の公表

2024年3月末に、金融庁の『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』（「マネロンガイドライン」）に基づく態勢整備の対応期限が到来し、金融機関等においては基礎的な態勢の整備が概ね終了したところである。

2024年4月以降は金融機関等自らが「有効性検証」を行い、整備した基礎的な態勢を維持・高度化していくことが重要である。

FATF（マネロン等対策の政府間会合：Financial Action Task Force）も2025年から開始する第5次相互審査ではマネロン等対策の有効性審査を重視することになり、2028年8月に予定されている第5次対日審査のヒアリングでは、金融機関等が自らのマネロン等対策が有効である旨を説明できる必要がある。

金融機関等の対応を加速させるためには、「有効性検証」に関する考え方・事例を分かり易く示すことが重要となる。

そこで、金融庁は、2025年1月20日、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」をパブリックコメントとして公表した（2025年2月20日意見募集締切）¹。

そして、金融庁は、2025年3月31日、『「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（案）に対するパブリックコメントの結果等について』²により、パブリックコメントに対する回答（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」³（「パブコメ回答」））示すとともに、『「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」第1版』⁴（「公表物」）と『「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」⁵（「有効性検証事例集」）を公表した⁶（「公表物（本冊）」と「事例集（別冊）」を併せて「有効性検証の公表物」という。。

2. 有効性検証の公表物の目的・役割

有効性検証の目的は、① 金融機関等自らが「有効性検証」を実施し、態勢を維持・高度

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250120/20250120.html>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/20250331-3.html>

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/01.pdf>

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/02.pdf>

⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/03.pdf>

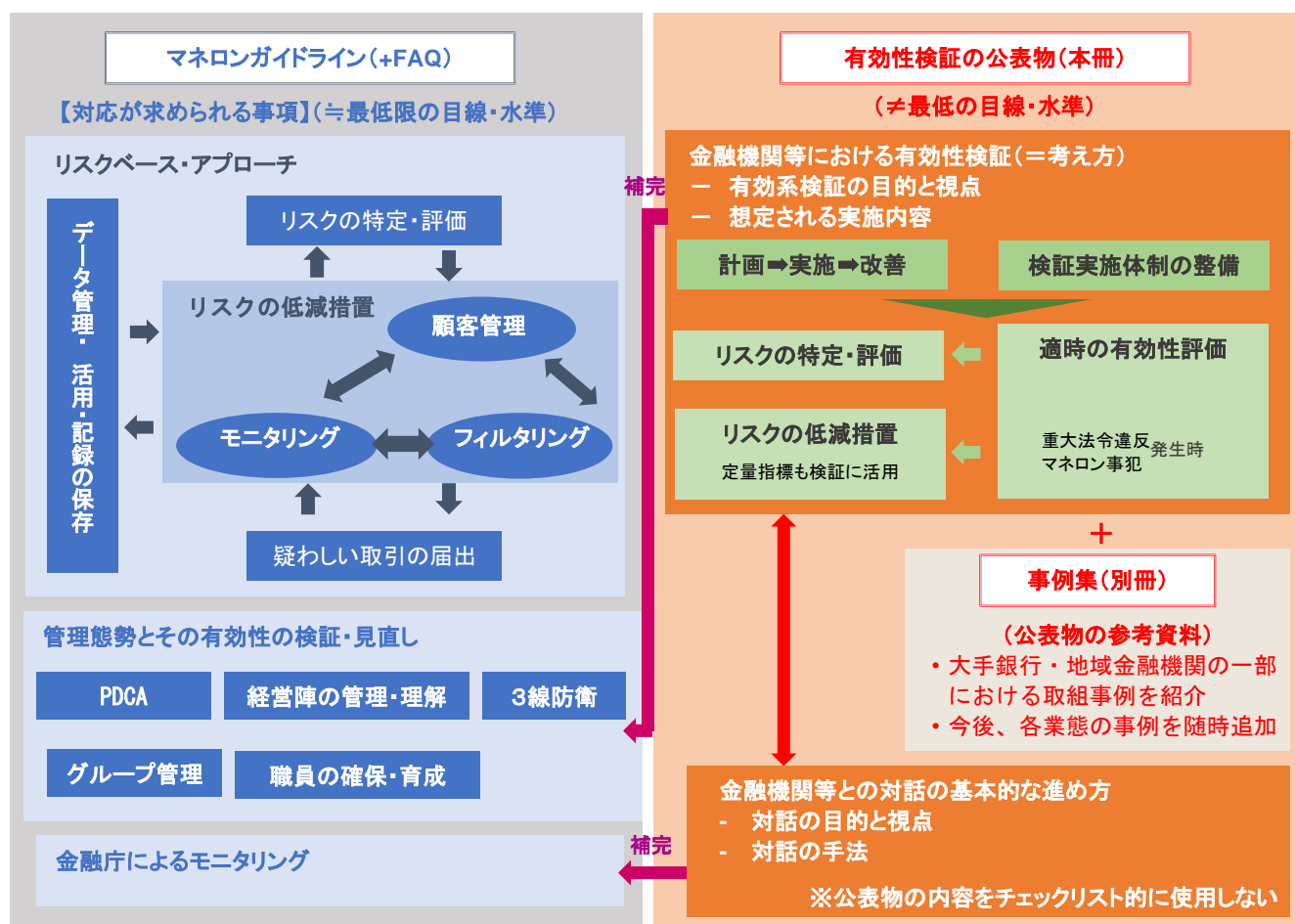
⁶ 英語版も公表されている。Publication of the finalized Discussion Paper on “Issues and Practices for Dialogue on Validation of Effectiveness of AML/CFT Frameworks” (<https://www.fsa.go.jp/en/news/2025/20250331/20250331.html>)

化すること、② 当局との対話を通じて、マネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになること、③ 最終的には、2028年に予定されている第5次対日相互審査のオンサイト審査のヒアリングにおいて金融機関等自らが FATF 審査団に説明できることである。

有効性評価の公表物の役割は、金融機関等が自社の規模・特性に応じたマネロンリスクを理解し、自身の対策の有効性を説明できるよう、(a)「有効性検証」を金融機関等自らが考え、実施するための考え方を示すこと（最低の目線・水準でないことに留意）、(b)「有効性検証」の具体的な実施手法を金融機関等が検討する助けとなるよう、実際の取組事例を紹介すること、(c)「有効性検証」の結果を踏まえ、今後、当局と対話できるよう、対話の論点・手法を予め示すこと（行政の透明性も確保）である。

なお、「公表物（本冊）」は、金融庁のガイドラインではなく、「ディスカッション・ペーパー」（個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を、議論のための材料であることを明示した文書）（公表物（本冊）脚注4）という位置づけである。

有効性検証の公表物の位置付け・全体像



出所: 金融庁作成資料

3. 「有効性検証」の考え方

(1) 「有効性検証」の定義

「有効性検証」とは、**金融機関等が**、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、「**自社が、直面するマネロン等リスクの**特定・評価・低減を適切に実施**していること**」を**確認**する取組みである。

(2) 重要ポイント

金融機関等自らが有効性検証の**実施計画を作成**し、計画に則り**検証を実施**、その結果に応じて**改善を実施**すること。

(3) 個別論点

「有効性検証」の前提となる個別論点は以下のとおりである。

- ①有効性検証の**実施範囲や実施方法等（＝実施計画）は、自らの直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて決定**することが必要。
- ②**経営陣が主導**して適切な資源配分を行い、**各部門が役割・責任に応じて連携**することで、**有効性検証の取組みを実施するための態勢を整備（＝検証実施体制を構築）**することが重要。
- ③**検証の実施主体**については、自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、**必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならない**（適切な検証ができればよい）。

※上記③に関しては、内部監査部門においては、第1線や第2線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要がある。

(4) 有効性検証の公表物に示される有効性検証の分類

有効性検証の公表物においては、有効性検証は以下の段階に分けて検討することとされている。

1. マネロン等リスクの**特定・評価に係る検証**
2. マネロン等リスクの**低減に係る検証**
 - ①マネロン等リスク低減策の「**整備**」に係る検証
 - ②マネロン等リスク低減策の「**実施**」に係る検証
3. **適時の有効性の検証**

この結果、金融機関等は、態勢を維持・高度化し、かつ対策の有効性を合理的・客観的に説明できる（下記7：有効性検証に係る金融機関等との対話方針）。

4. マネロン等リスクの特定・評価に係る検証

(1) マネロンガイドラインに基づく基礎的対応

金融機関等は特定・評価の結果として文書（リスク評価書）を作成している。

(2) 想定される有効性検証の実施内容

「マネロン等リスクの特定・評価に係る検証」の実施内容は、金融機関等は自らの**リスク評価書作成過程の妥当性**を検証することである。

(3) 検証の観点

「リスク評価書作成過程の妥当性」の検証の観点は以下のとおりである。

- **リスク特定**にあたっての包括的かつ具体的な検証において、**対象としている内外の情報は十分か。**
- **特定したリスクをすべて評価**しているか。
- **リスク評価**にあたって**活用している情報は十分か**（**疑わしい取引届出状況等の分析**も踏まえてリスク評価を実施しているか）。
- 定期的**に**リスク評価を**見直す頻度**や**随時の更新時期**は**適切か。**

5. マネロン等リスクの低減に係る検証

(1) マネロンガイドラインに基づく基礎的対応

金融機関等は、マネロン等リスクの特定・評価の結果を踏まえて、リスク低減策を**整備し、実施**することが求められる。

したがって「有効性検証」としては、**マネロン等リスクの「整備」と「実施」に係る検証**が必要となる。

(2) 想定される有効性検証の実施内容

マネロン等リスク低減策の**「整備」と「実施」の妥当性を定性的・定量的（指標を活用）に検証**することが求められる。

定量的な検証には例えば以下のような**指標**を活用することが考えられる。

- ・ 疑わしい取引届出を行った件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）
- ・ マネロン等（金融犯罪含む）の疑いを理由とした自主的な取引制限等を行った件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）
- ・ 捜査関係事項照会・凍結依頼を受けた件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）
- ・ 取引モニタリングの誤検知率
- ・ 取引フィルタリングの誤ヒット率
- ・ 検知から疑わしい取引届出までに要した日数
- ・ 継続的顧客管理における定期的な情報更新依頼に対する回答率
- ・ 自社で策定したマネロン等対策のための手続等に対する対応不備（手続違反等）の件数

(3) マネロン等リスク低減策の「整備」に係る検証

マネロン等リスク低減策の「整備」に係る検証における検証の観点とは、以下のとおり、特定・評価したリスクに対する低減策の**範囲・内容の適切さ**を検証することになる。

- ・ 特定したマネロン等リスク全てに対して低減を行うための**規程等やシステム・管理体制等が存在**するか。
- ・ 規程等やシステム・管理体制等は**マネロン等リスクの評価に応じた内容となっているか**。
- ・ 定期的または随時のリスクの特定・評価結果を踏まえて、整備した規程等やシステム・管理体制等が対象とする**範囲・内容が適切か見直し**されているか。

(4) マネロン等リスク低減策の「実施」に係る検証

マネロン等リスク低減策の「実施」に係る検証における検証の観点とは以下のとおり、整備した低減策に**準拠して低減措置を実施**できているか検証することになる。

- **規程等**について、**策定したルールに準拠した実務対応**がなされているか。
- **システム**について、**設計した仕様通りに稼働**しているか。
- **管理体制**について、**設計した通りに運用**されているか（例えば以下の観点）。
 - 各部門が**業務分掌に応じた責任**を果たしているか。
 - **計画通りに人員等のリソースが配分**されているか。
 - 設置した**会議体やプロジェクトチーム等**は**設立趣意に沿った運営**がなされているか。
 - **計画通りに研修が実施**されているか。

6. 適時の有効性の検証

(1) マネロンガイドラインに基づく基礎的対応

重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の多発などマネロン等リスクが顕在化したと思われる事象が発生した際は、当該事象に対応して改めてリスクの特定・評価・低減を実施することが求められる。

(2) 想定される有効性検証の実施内容

適時の有効性検証で想定される実施内容は以下のとおり、事象発生時に**従来のマネロン等対策の有効性を改めて検証**し改善対応することである。

- ・ 事象発生時に、**従来のリスクの特定・評価・低減が適切であったかという観点から有効性検証**を行う。（検証の結果、課題発見時には、改善対応を行う）
- ・ **従来の有効性検証で同様の課題が発見できなかった原因を分析**し、必要に応じて有効性検証の取組みの改善を行う。

7. 当局による金融機関等との対話

(1) 対話の意義

当局（金融庁・財務局）が、金融機関等による管理態勢の主体的な維持・高度化を支援するために、金融機関等との対話を通じて、金融機関等におけるマネロン等リスクの**特定・評価・低減が適切か確認**する。

当局は、公表文書の個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりすることはない。

(2) 重要ポイント

当局は、**金融機関等からの説明内容を踏まえて**、「金融機関等が有効性検証の**実施計画を作成**し、計画に則り**検証を実施**、その結果を踏まえて**改善を実施**していること」を**確認**する。

(3) 個別論点（前提事項）

当局による金融機関等との対話の前提は以下のとおりである。

- ①**金融機関等からの説明を重視**し、**説明内容の合理性・客観性**を踏まえて対話を実施
- ②合理的・客観的な説明のために、**定性的・定量的な検証結果が活用**されることが有用
- ③**対話を通じて発見された課題は**、**金融機関等がその原因の特定や改善対応等**を実施

(4) 対話の対象

当局による金融機関等との対話の対象は以下のとおりである。

- ①経営陣との対話（下記（6））
- ②有効性検証の担当部署・関係部署との対話（下記（7））
- ③内部監査部門との対話（下記（8））

(5) 留意点

当局は、金融機関等との対話において以下の点に留意することとされている。

- ・ 対話にあたっては、金融機関等自身の判断を尊重する。
- ・ 対話に際して、金融機関に過度な負担が生じないように配慮

(6) 経営陣との対話

ア. マネロンガイドラインに基づく経営陣の役割

マネロンガイドラインでは金融機関等の経営陣は以下の役割を果たすこととされている。

- ①適切な資源配分
- ②役員・部門間で連携する枠組の構築
- ③主導的な関与

イ. 対話の進め方

当局は、金融機関等の経営陣との対話において、有効性検証に関して経営陣が果たしている役割を中心に説明を受け、その内容を踏まえて対話をするものとされている。

- 有効性検証（計画・実施・改善対応）のための適切な資源配分
- 役員・部門間で連携して有効性検証を行う枠組みの構築
- 検証状況を把握・議論し、必要に応じて追加施策を指示する等の主導的関与

(7) 有効性検証の担当部署・関係部署との対話

ア. マネロンガイドラインに基づく役割

マネロンガイドラインにおいて、「有効性検証の担当部署・関係部署」は、マネロン等リスクの特定・評価・低減に係る検証および適時の検証の計画・実施・改善対応が求められている。

※「有効性検証の担当部署・関係部署」には、第2線（管理部門）だけでなく、第1線（営業部門）も入り得る。

イ. 対話の進め方

当局は、金融機関等の有効性検証の担当部署や関係部署とは、有効性検証結果も踏まえて、「**マネロン等リスクの特定・評価**」「**マネロン等リスクの低減**」「**適時の有効性検証**」について、以下の内容に留意して対話を行うこととされている。

① マネロン等リスクの特定・評価に係る対話

- ・ 金融機関等からリスク評価書の内容が適切と考える理由（リスクの特定・評価に係る有効性検証結果）の説明を受け、その後、リスク評価書の内容と金融機関等からの説明内容を踏まえて、金融機関等が実施している**リスクの特定・評価が適切か**対話を通じ確認する。
- ・ 金融庁は、**金融機関等の直面するマネロン等リスクの特定・評価結果の仮説**を手元に準備し、仮説を踏まえて金融機関等と対話を行い、**相互に認識を確認し、一致させる**。その際、仮説の押し付けをすることはせず、**金融機関等からの説明・主張**に十分に耳を傾け、その**合理性・客観性を踏まえて対話**を行う。

② マネロン等リスクの低減に係る対話

- ・ 金融機関等において**適切に低減策の「整備」を行っているか、低減策に準拠して低減措置が「実施」されているか**対話を通じ確認する。
- ・ 金融機関等より、マネロン等リスク低減措置について自社が**「実施」した有効性検証の取組み内容やその結果について説明を受けたうえで、定性的・定量的な検証結果も確認**しつつ対話を行う。

③ 適時の有効性検証に係る対話

当局は、以下の点を中心に説明を受け、説明内容を踏まえて対話する。

- ・ 個別事象発生の経緯と発生後のリスク特定・評価・低減の内容
- ・ 個別事象の発生原因の分析結果
- ・ 原因分析を踏まえたリスク特定・評価・低減の取組みの課題と改善対応
- ・ 原因分析を踏まえた有効性検証の取組みの課題と改善対応

(8) 内部監査部門との対話

ア. マネロンガイドラインに基づく役割

金融機関等の内部監査部門は、第1線・第2線から独立した立場で有効性検証の計画・実施・改善対応の適切性を監査することが求められる。

イ. 対話の進め方

当局は、金融機関等の内部監査部門との対話において、有効性検証の計画・実施・改善対応の適切性等について、**第1線・第2線から独立した立場で実施した監査の実施状況とその結果**を中心に説明を受け、有効性検証の実施態勢が適切であるかといった点を中心に対話する。

8. 有効性検証事例集

(1) 有効性検証事例集の意義

別冊「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」(「有効性検証事例集」または「本書」)は、大手銀行・地域金融機関の一部における取組事例を紹介したもので、本冊「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)」の参考資料である。金融機関等において、有効性検証を実施する際に参考として使用することを想定している。

有効性検証事例集については以下の点に留意する必要がある。

- ・ 金融機関等が参考事例のみに取り組むことにより、マネロン等対策の有効性検証を十分に実施できるものではない。
- ・ 金融機関等が本書に記載された事例に対応していないからといって有効性検証ができていないと判断されるものでもない。
- ・ 本書は、金融機関等において、有効性検証を実施する際に**参考として使用**することを想定しているものであり、**記載している個々の事例を形式的に適用したり、本書をチェックリストとして用いたりすることは想定していない**。また、当局による**金融機関等との対話**においても同様に、本書に記載されている個々の事例に対応できているか確認するといったように**本書をチェックリストのように用いることはない**。

有効性検証事例集は、大手銀行や先進的な地域金融機関における取組事例を紹介するものであるため、紹介されているすべての事例を実施することは現実的ではない。

以下では、中小・地域金融機関や預金取扱金融機関以外の金融機関も参考になりそうな、有効性検証事例集の主な事例を抜粋して紹介する。

(2) マネロン等リスクの特定・評価に係る検証事例

【参考事例】

- ・ リスク評価書作成のための実施要領と直近作成したリスク評価書の内容を確認し、①疑わしい取引届出状況等の分析結果を踏まえてリスク評価書が作成されているか、②リスク評価書が年次で定期更新されているか、③法規制変更等の際にリスク評価書の見直し要否が検討されているか確認。
- ・ NRA 等に照らしてリスク評価書において高リスク顧客類型が網羅的に特定できているか確認。
- ・ 1・2線が連携し、2線が作成した自社の取扱う商品・サービス、取引形態の一覧を1線の各部門に連携（例えば、一覧表の確認依頼、アンケートの実施など）し、商品・サービス、取引形態の追加・削除の状況を確認し、特定・評価の対象とすべき商品・サービス、取引形態に漏れがないか確認。

(3) マネロン等リスクの低減策の「整備」に係る検証事例（全般）

【参考事例】

- ・ 疑わしい取引の届出実績の分析結果を勘案した上で、特にリスクが高い取引種別、顧客属性・グループ、取引チャネル等を特定し、それらに対する現行のリスク低減措置の十分性を確認。
- ・ リスク評価書の作成過程で固有リスク・残存リスクの評価を行った際に、その評価結果を踏まえて自社のリスク低減措置の妥当性を確認。
- ・ マネロン等対策に係る方針・手続・計画等を検証し、次年度に優先的に取り組むべき課題を選定のうえ、マネロン等対策に係る取組みの年度計画を策定。

(4) マネロン等リスクの低減策の「整備」に係る検証事例（顧客管理）

【参考事例】

- ・ 高リスク顧客に対する追加的リスク低減措置が、リスク評価書や業務マニュアル等の文書にて整理。
- ・ 継続的顧客管理の実施状況を定期的（例えば年次・半期ごとなど）に確認・検証し、チャネル別の回答率、不着率、不備状況の推移なども参照し、調査範囲、調査手法、調査頻度、調査項目の適切性を確認。
- ・ システムによる顧客リスク評価（顧客リスクスコアリングに基づく格付）について、顧客リスク評価区分（格付）ごとの疑わしい取引の届出率を算出し、顧客リスク評価の高さと疑わしい取引届出率の高さが比例関係にあるかといった点を確認するこ

とで、スコアリングモデルの妥当性を年次で検証。

(5) マネロン等リスクの低減策の「整備」に係る検証事例（取引モニタリング）

【参考事例】

- ・ マネロン等の疑いにより全取引の制限を行った（凍結した）口座（アカウント）について、疑わしい取引の発生回数、金額、時間帯、摘要、属性等から共通する特徴点を見出し、現状のシナリオ・敷居値等の抽出基準で対象取引が検知可能か確認。
- ・ 多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴を類型化し、それらの取引を抽出しやすい基準と抽出効果の低い基準を特定し、それぞれ改善余地を検証。
- ・ 誤検知率の高いシナリオについて、抽出基準の見直しを検討。リスクの変化を踏まえて当該シナリオが機能していないと判断できる場合は当該シナリオを廃止することも含めて検討。

(6) マネロン等リスクの低減策の「整備」に係る検証事例（取引フィルタリング）

【参考事例】

- ・ 取引フィルタリングに用いるリスト及び取引フィルタリングシステムに設定された検知基準により、制裁違反又はその可能性がある取引を適切に検知できているかを、当局情報や関連ダミーデータを用いたシミュレーション等により定期的（例：四半期毎、年次）に検証。
- ・ 取引フィルタリングに用いるリストの正確性を担保するためリスト更新時の業務フロー・手順につき、第三者が再現可能な程度の粒度で明確化（文書化）できているかとの観点から検証。
- ・ サンプリングした制裁対象者の氏名の語順入れ替え、ミドルネーム削除、スペル一部変更等を行ったうえで、取引フィルタリングシステムで検索を行いヒットするか確認することで、あいまい検索機能の設定の有効性を検証。

(7) マネロン等リスクの低減策の「整備」に係る検証事例（疑わしい取引の届出）

【参考事例】

- ・ 犯罪動向や疑わしい取引届出の事例等を踏まえた、疑わしい取引届出の判断基準が用意されていることを確認。
- ・ 疑わしい取引の検知から届出に長期間要していないか確認し、届出業務に必要な組織・リソース（システム・人員等）が用意されていることを確認。
- ・ 取引モニタリングにより検知したアラート調査の結果疑わしい取引届出不要と判断した取引に関し、その判断の妥当性について第三者がサンプルチェックなどにより事後検証。

(8) マネロン等リスクの低減策の「実施」に係る検証事例

【参考事例】

- ・ 顧客リスク格付、取引モニタリング、フィルタリング等に関する IT システムに連携されるデータの網羅性・正確性等の有効性検証を行う体制を構築。
- ・ 窓口等における異常取引の検知（マニュアル検知）状況、記録の保存状況等の適切性を自主点検や臨店等で確認。
- ・ アラート調査業務及び疑わしい取引の届出要否判断の適切性を確認するため、届出に要する事務処理時間の管理状況、調査に必要な情報の抽出状況、届出判断の整合性等をサンプル調査。
- ・ 次年度の研修・資格取得計画の策定にあたり、①手続違反状況、②受講後の確認テストの合格状況、研修受講者・研修主催部・モニタリングや監査実施部署等からの意見を踏まえて有効性の評価を行い、研修対象者や研修内容・頻度等の見直しを検討。

(9) マネロン等リスクの低減策の「実施」に係る検証事例

【参考事例】

- ・ 顧客リスク格付、取引モニタリング、フィルタリング等に関する IT システムに連携されるデータの網羅性・正確性等の有効性検証を行う体制を構築。
- ・ 窓口等における異常取引の検知（マニュアル検知）状況、記録の保存状況等の適切性を自主点検や臨店等で確認。
- ・ アラート調査業務及び疑わしい取引の届出要否判断の適切性を確認するため、届出に要する事務処理時間の管理状況、調査に必要な情報の抽出状況、届出判断の整合性等をサンプル調査。
- ・ 次年度の研修・資格取得計画の策定にあたり、①手続違反状況、②受講後の確認テストの合格状況、研修受講者・研修主催部・モニタリングや監査実施部署等からの意見を踏まえて有効性の評価を行い、研修対象者や研修内容・頻度等の見直しを検討。